

パワーポイントデータと台本を 持ち帰り、受講したその日から 認知症の講義が出来る！

滋賀開催 10名募集

詳しくは、ホームページをご覧ください。 <http://www.kirameki.or.jp/>

認知症トレーナー
養成講座

専門職向け編

きらめき認知症トレーナーとは、パワーポイントを用いて約90分の認知症セミナー「認知症の“人の気持ち”～おおいを理解してかかわる～」(専門職向け・地域向け・認知症予防)を行うことができる人材です。

本講座は、日本・ハワイで年間300回以上の講演依頼を誇る**渡辺哲弘が直伝！**

認知症の専門的経験や知識はもちろんのこと、伝える技術をもって認知症の方への理解と、かかわり方の知識を地域や介護現場で伝えることができる人材になれるよう、指導いたします。

修了者には、認知症セミナー資料(パワーポイントデータ)を付与しますので、受講したその日から認知症の講義を行えるようになります。

あなたにしか伝えられない人がいます。私たちと一緒に伝えてみませんか？

専門職向け講座とは

介護や医療の専門職に伝えることを目的としています。

「認知機能障害」、「行動・心理症状」など専門用語を使いながら、1時間半ほどの研修ができるようになります、また日頃のOJTとしても活用できるプログラムです。

※修了者には、認知症セミナー資料(パワーポイントデータ)を付与し、きらめき認知症トレーナーに認定します。



受講者が習得できる講義のサンプル動画を上のQRコードから御覧ください！

※youtubeの動画になります。

<https://www.youtube.com/watch?v=sAlc27Ye9fU>

みなさんこんにちは渡辺哲弘です。
「認知症を正しく伝えることができる人材を育成し、正しい啓発活動により誰もが認知症になっても安心して暮らせる地域を目指すこと」に寄与する事ができたら良いな～と思い全国で仲間を募る事にしました。

私が直伝する講座なので是非とも参加してくださいね。

みんなと一緒に活動しましょう！



渡辺哲弘 株式会社きらめき介護塾 代表取締役CEO

会場：滋賀県野洲市内

定員：10名(最少催行人数3名)

日程：1日目 10月10日(火)9:30～17:30 研修時間7時間(休憩60分)

2日目 10月15日(日)9:30～17:30 研修時間7時間(休憩60分)

3日目 10月18日(水)9:30～17:30 研修時間7時間(休憩60分)

お申込みはこちらのQRコードから！

参加したい会場をお選びいただき、各会場申し込みフォームにてお申し込みください

**助成金を使えば受講料が
安くなる場合があります。**

助成金利用をご検討の方は
お早目のお申し込みをお願いします。

※詳しくは次のページへ

【受講料】

108,000円(税込)

※別途年会費15,000円必要
(年会費の減免制度あり)

【正社員用助成金】

人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)[一般訓練コース] を活用して認知症ケア研修受講を♪

(例1) 認知症トレーナー養成講座を職員1名が受講 (例: 1コース/受講料108,000円、受講時間20時間)
支給可能助成金額 …… 32,400円(受講料の30%) + 賃金助成額7,600円(@380 × 20h) = 40,000円
(生産性要件を満たす場合) …… 48,600円(受講料の45%) + 賃金助成額9,600円(@480 × 20h) = 58,200円

※生産性要件を満たす場合とは…

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた事業主に対して、訓練に係る賃金助成額及び経費助成率について引き上げをいたします。具体的には、申請する企業が次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に助成率を割り増します。

①助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること

②「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

－注意事項－

- 御社が中小企業で、雇用保険の適用事業所でなければ助成金は支給できません。(常時雇用する労働者数100人以下あるいは資本金等5,000万円以下に該当すれば中小企業です。)
- 助成金の対象は雇用保険の被保険者であり、**正社員**(週の所定労働時間が40時間の事業所であれば40時間労働者)のみです。雇用保険に加入していない社長や役員さんは助成金の対象外となります。
- この助成金は、1人につき1年度3コースまで支給可能です。
- 直近6ヶ月の間に職員を解雇していると、助成金の支給が認められません。
- その他、過去不正支給があった場合など、支給できないケースがございます。
- **助成金を支給するための計画書は、研修実施日からさかのぼって1ヶ月前までに都道府県労働局へ提出する必要があります。**
- 助成金は、あくまで受講後に労働局に申請して受理された場合に支給されるものですので、受講費用は一旦、研修実施機関にお支払いいただく必要があります。
- 助成金を受講するには、**Off-JTによる20時間以上**受講時間が必要となります。

支給対象となる経費

(1) 事業内訓練

- ◆ 社外講師への謝金(1時間3万円が上限)
- ◆ 施設・設備の借上費
- ◆ 訓練に必要な教科書等の購入・作成費

介護職員初任者研修(スクーリング部分)も助成金対象!

(2) 事業外訓練

受講に必要な入学金・受講料・教科書代など、予め受講案内等で定めているもの。

支給対象とならない経費

- ◆ 職務に直接関連しない訓練(自動車免許など)
- ◆ 接遇・マナー、趣味教養など、社会人としての基礎的スキル講習
- ◆ コンサル・資格試験など
- ◆ 法令において講習などの実施が義務付けられている訓練
- ◆ 現場実習・通信教育

※ご不明な点はどうぞお気軽にご相談下さい!

問合せ先：春日直哉社会保険労務士事務所 E-mail : naoya.k@orange-green.jp
TEL : 0263-38-4864 <http://www.orange-green.jp/kaigo>

【有期契約労働者(非常勤職員)用助成金】 キャリアアップ助成金[人材育成コース]

認知症トレーナー養成講座を有期契約労働者1名が受講 (例: 1コース/受講料108,000円、受講時間20時間)
受給可能助成金額 ……100,000円+賃金助成額15,200円 (@760×20h) = 115,200円

※生産性要件を満たす場合とは…

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた事業主に対して、訓練に係る賃金助成額及び経費助成率について引き上げをいたします。具体的には、申請する企業が次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に助成率を割り増します。

- ①助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること
- ②「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

—注意事項—

- 御社が中小企業で、雇用保険の適用事業所でなければ助成金は受給できません。(常時雇用する労働者数100人以下あるいは資本金等5,000万円以下に該当すれば中小企業です。)
- 雇用保険の適用事業所ごとに**キャリアアップ管理者**を置く必要があります。
- 訓練計画届の提出日から6か月以内に訓練を開始することが必要です。
- 訓練開始日の翌日から起算して1か月以内に、「**訓練開始届**」を管轄労働局長に提出する必要があります。
- 直近6か月の間に職員を解雇していると、助成金の受給が認められません。
- その他、過去不正受給があった場合など、受給できないケースがございます。
- **助成金を受給するための計画書は、研修実施日からさかのぼって1か月前までに都道府県労働局へ提出する必要があります。**
- 助成金は、あくまで受講後に労働局に申請して受理された場合に支給されるものですので、受講費用は一旦、研修実施機関にお支払いいただく必要があります。
- 助成金を受講するには、**Off-JTによる20時間以上**受講時間が必要となります。

支給対象となる経費

(1) 事業内訓練

- ◆ 社外講師への謝金(1時間3万円が上限)
- ◆ 施設・設備の借上費
- ◆ 訓練に必要な教科書等の購入・作成費

介護職員初任者研修(スクーリング部分)も助成金対象!

(2) 事業外訓練

受講に必要な入学金・受講料・教科書代など、予め受講案内等で定めているもの。

支給対象とならない経費

- ◆ 職務に直接関連しない訓練(自動車免許など)
- ◆ 接遇・マナー、趣味教養など、社会人としての基礎的スキル講習
- ◆ コンサル・資格試験など
- ◆ 法令において講習などの実施が義務付けられている訓練
- ◆ 現場実習・通信教育

※ご不明な点はどうぞお気軽にご相談下さい!

問合せ先：春日直哉社会保険労務士事務所 E-mail : naoya.k@orange-green.jp
TEL : 0263-38-4864 <http://www.orange-green.jp/kaigo>

きらめき介護塾 認知症トレーナー養成講座
全会場共通
【地域開催型・コース分割型】
(専門職向け)(地域向け)(認知症予防)
全コース共通
募集要項

1. 訓練コースの目標

認知症高齢者が急増する世の中において、介護現場の職員や地域住民に対して、認知症の特徴や関わり方を正しく伝えることができる人材を養成することを目標とする。

2. 事業と訓練の関連性

65歳以上の高齢者の15%が認知症と言われ、国も緊急課題として平成25年4月より認知症施策推進5ヵ年計画（オレンジプラン）を開始、将来的にも認知症の方が増えていく現状を踏まえ、認知症を正しく伝えることができる人材を育成することが事業の運営には不可欠であり、正しい啓発活動により誰もが認知症になっても安心して暮らせる地域を目指すことで事業の発展に寄与する。

3. 期間 2回開催 合計3日間 21時間 1回目（7時間）2回目（7時間）3回目（7時間）
 （宿泊が必要な方は各自にてご準備ください。参加者負担）

4. 会場 各地の募集チラシをご覧ください。

5. 日程

NO	タイムスケジュール		テーマ
1回目	1日目	9:30 ～ 17:30	開校式 ・ オリエンテーション ・ 自己紹介など
	2日目	9:30 ～ 17:30	模擬講義 「認知症の理解とかかわり」（専門職向け） または（地域向け）または「認知症予防」 ロールプレイ 「認知症の理解とかかわり」（専門職向け） または（地域向け）または「認知症予防」
2回目	3日目	9:30 ～ 17:30	修了評価 「認知症の理解とかかわり」（専門職向け） または（地域向け）または「認知症予防」 修了式・認定式・トレーナー入会手続き他

※初日終了後に懇親会があります。

6. 受講料（1コース*一括払い108,000円（税込）
*分割払い39,960円（税込）×3回

※2講座目受講の方は、97,200円（税込）

3講座目受講の方は 86,400円（税込）で受講できます。
（一括払いは申込時、分割払いは各回受講前月末日までにお振込みください）
<別途、振込み手数料は貴殿負担となります。>

7. 申込締切 各開催日の前日まで

8. 申込方法 ホームページの申し込みフォームより、必要事項を入力し申し込みください。

受講料振込口座 ※入金確認をもって、正式入校といたします。

- みずほ銀行 大津支店 普通 1801476 株式会社きらめき介護塾
- ゆうちょ銀行 468（ヨンロクハチ）普通 1179214 株式会社きらめき介護塾
- ゆうちょ銀行 記号14630 番号11792141 株式会社きらめき介護塾

9. 最少催行人数（1コース） 3名 ※最少催行人数に達しない場合、中止する事もあります。

10. 修了 **全日程100%修了した方**

11. 認定 **①年会費15,000円納入/毎年必要**

- ②認定証の発行
- ③スライドの使用権利(会員期間中に限る)
- ④(社)きらめきトレーナー協会のホームページに個人ページを開設
(プロフィール・写真・講演履歴など掲載)
- ⑤きらめき介護塾物品の卸価格での購入
- ⑥きらめきNEWコンテンツの提供(無料作品・有料作品あり)

12. その他 ①欠席は修了条件欠格となりますので参加者間で調整して頂き別途日程申し出ください。
②個別講座を受講する(有料)場合は受講料:5000円/1時間 ※受講日:要相談ください。
③会場の選定ならびに契約・費用は参加者(もしくは共催者)負担となります。
④会場の場所、設備等は参加者(もしくは共催者)希望でかまいません。
⑤勤務先会議室等でも対応可能です。(ただし参加人数と広さによって調整必要)
⑥参加者の会場までの交通費、駐車場代、食事代、宿泊は各自負担となります。
⑦講師の交通費、食事代、宿泊費用は一切必要ありません。

※受講申し込みを頂いたと同時に(社)きらめき認知症トレーナー協会への入会申し込みとみなします。よって講座開始月より年会費の月割り分が発生します。年会費のご案内は別途送付させていただきます(減免制度あり)

お問い合わせ：株式会社きらめき介護塾 担当：はっとり ひろかわ
E-mail : kaigo@kirameki3.com TEL : 093-541-8656 FAX : 093-513-9991